資料1

長崎県屋外広告物条例改正説明会 資料

長崎会場:平成29年5月12日

佐世保会場: 平成29年5月19日

屋外広告物規制の目的



【屋外広告物の役割】

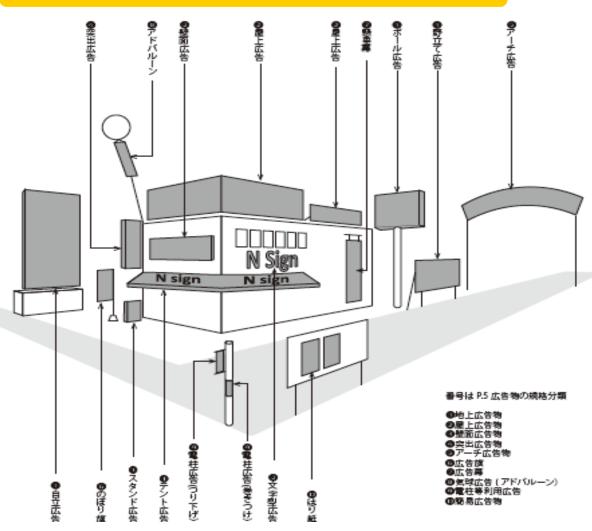
- ・情報の発信
- ・街を活気付ける

【そのまま放置すると・・・】

- ・汚染等で景観と調和しない可能性
- •老朽化による落下等の危険性

屋外広告物とは?

屋外広告物の種類



屋外広告物の定義

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板、立看板、はり紙及びはり札ならびに広告塔、建物その他の工作物等の 掲出、表示されたもの、これらに類する もの

規制の対象とならないもの

- ・配布ビラ
- ・屋内から表示された広告物
- ・閉鎖的空間に表示・設置されるもの (駅構内等)
- ・一定の観念を想起させないもの

屋外広告物法の目的

屋外広告物法の目的(第1条)

①良好な景観形成及び風致の維持

良好な景観形成に寄与する大切な要素である。

⇒景観を阻害しないよう規制・誘導

【景観配慮事例】





②公衆に対する危害の防止

老朽化してしまうと事故が発生する恐れがある。

- ⇒屋外広告物の倒壊等による直接的危害
- ⇒見通し不良や信号機、道路標識等の妨害 による間接的被害

具体的な施策

①屋外広告物に対する規制

禁止地域・許可地域・禁止物件など

②屋外広告業者の適性化

屋外広告業登録制度



いずれも地方自治体が定める条例等にて具体的な規制内容を定める

屋外広告物の法体系

【屋外広告物法】

地方自治体が条例を制定する場合の基準となる事項を定めるもの。

⇒実際の屋外広告物規制は、地方公共団体が法に基づき条例や規則等を 定めて行っている。

【長崎県内の状況】

- 長崎市(中核市)・・・・・・・・・・・・平成8年 施行
- 小值賀町(景観行政団体)•••••平成25年 施行
- 大村市(景観行政団体)•••••平成27年 施行
- 佐世保市(中核市)•••••••平成28年 施行
 - ※各条例・規則は国が示している屋外広告物条例ガイドライン(案)を参考に定めています。

屋外広告物規制の手法

■法 第2章「広告物の制限」第3条~第6条 ⇒ 具体的には(自治体の)条例で定める。

■「禁止」		条例で、「禁止地域」及び「禁止物件」への広告物の表示・設置を禁止することができる。また、表示・設置してはいけない「禁止広告物」を定めることができる。		
禁止地域(3条1項) 禁止物件(3条2項)		屋外広告物の表示・設置を禁止する地域		
		屋外広告物の表示・設置を禁止する物件		
	禁止広告物(3条3項)	表示・設置そのものが禁止される広告物		
■「制限」		条例で 定めるところにより、屋外広告物の表示・設置の許可制度等の手続き的制限、広告物の具体的な規制基準を定めるなどの制限を行うこうとができる。		
	許可制度(4条)	「林・」」「グスやは、物件、さた物を除されない。これで、如声のきまた立はステレス		
届出制度 確認制度		- 「禁止」に係る地域、物件、広告物を除くものについて、知事の許可を受けることで表示できることとするほか、届出制度、確認制度、その他必要な手続き的制限を行 - うことができる。		
■「景観計画との整合」		景観法に基づく景観計画 よおいて「屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めた場合、屋外広告物条例と景観計画との整合を取らなければならない。 自治体(景観行政団体)が定めるもの		

【禁止地域(第3条)】

広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない地域

【禁止地域(例)】

都市公園の区域



長崎県立総合運動公園

重要文化財の周辺で知事が指定する地域



平戸市「田平天主堂周辺地区」

道路及び鉄道等で 知事が指定する区間・区域



伊万里松浦道路の中央線より両側500m

【禁止物件(第4条)】

広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない物件

【禁止物件(例)】

- ○街路樹、路傍樹及びこれらの支柱並びに、美観風致を維持するため必要があるとして指定された保存樹
- ○橋りょう、トンネル、高架構造物、中央分離帯及び道路反射鏡
- 〇信号機、道路標識、歩道柵、駒止、里程標及び町名等表示板
- ○消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- ○郵便ポスト、電話ボックス及び信書差出箱

はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない物件

〇電柱、街灯柱、架線柱及び支電柱



【許可地域(第5条)】

広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするとき、知事の許可が必要な地域

- ①景観計画区域 (知事が指定する区域を除く)
- ②都市計画区域 (地域の種別により総表示面積の基準は異なる)
- ③公園、河川、湖沼、けい谷及び海浜並びにこれらの附近の地域で知事が指定する区域
- ④港湾、漁港、空港及び駅前広場並びにこれらの附近の地域で 知事が指定する区域
- ⑤道路、鉄道、軌道及び索道で知事が指定する区間
- ⑥道路、鉄道、軌道及び索道から展望することができる地域で知事が指定する区域

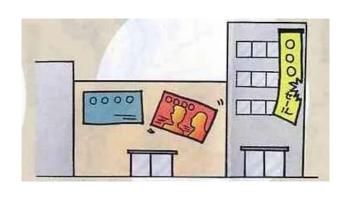
広告物ごとの基準は、 別添「長崎県屋外広告物のしおり」 をご覧ください。

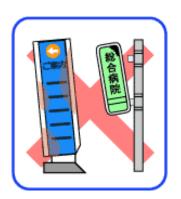
【禁止広告物(第8条)】

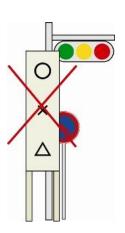
表示し、又は掲出してはならない広告物

【目的:景観形成、風致維持・公衆への危害防止】

- ①著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- ②著しく破損し、又は老朽したもの
- ③倒壊又は落下の恐れがあるもの
- ④信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を 妨げるようなもの
- ⑤道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの







【適用除外(第6条)】

日常生活を営む上で必要最小限のものについては、規制の適用が除外されます。

(1)禁止物件、禁止地域、許可地域に許可不要で表示ができるもの

- ①法令の規定による広告物 ②公職選挙法の選挙運動のための広告物
- ③寄贈者名等を表示する広告物(一定の基準に適合するもの)

(2)禁止地域、許可地域に許可不要で表示できるもの

- ①自家広告物等 ②管理用広告物
- ③工事現場の板塀等に表示される広告物 ④冠婚葬祭用広告物
- ⑤講演会、博覧会、音楽会等のため会場の敷地内の表示する広告物
- ⑥車両などに表示される広告物
- ⑦国、公共団体が公共的目的をもって表示する広告物
- ※①~④については規則に定める基準に適合するものに限ります。 例えば・・自家広告物は、禁止地域は5㎡以下、許可地域は10㎡以下ならば、 許可は要りません。

【適用除外(第6条)】

日常生活を営む上で必要最小限のものについては、規制の適用が除外されます。

(3)禁止物件に許可不要で表示できるもの

- ①禁止物件のうち、送電塔、煙突、ガスタンク、石垣等の自家広告物(合計5㎡以下)
- ②禁止物件の管理用広告物
- ③煙突などに表示される広告物(宣伝以外で周囲の景観に調和したもの)

(4)禁止地域に許可を受けて表示できるもの

- ①自家広告物等 (合計30㎡以下まで。5㎡以下は許可不要)
- ②道標、案内図板など (合計5㎡以下まで)
- ③公共掲示板に表示する広告物

屋外広告物の落下事故について

管理・点検を怠ると、落下事故など公衆への危害を加える恐れがあり、負傷者へ の責任はもちろん、企業の信頼を失いかねません。

札幌市(H27.2)



老朽化等により札幌市内の飲食店の看板 が落下し、20代女性にあたり意識不明となる事故が発生。

札幌地裁は、3月13日業務上過失致死傷で 副店長に罰金40万円を言い渡した。

時津町(H28.4)



老朽化等により時津町内ビル2階の看板が落下し、30代女性にあたる事故が発生。

女性は頭に3センチの切り傷を負い救急車で病院に運ばれた。

事故を受け、国交省は 「屋外広告物ガイドライン (案)」を改正。

これを受け、本県でも

H29.4.1に条例・規則 を改正しました。

屋外広告物条例・施行規則の改正概要

1. 点検義務の明記(H29.4.1施行)

屋外広告物の表示・設置者、管理者に対して、広告物・掲出物件の劣化 や損傷の状況を点検するよう義務付け

⇒ はり紙等の簡易広告物を除く、全ての広告物が対象

2. 点検結果の報告義務付け(H29.7.1施行)

<u>許可を受けた</u>屋外広告物の表示・設置者、管理者に対して、<u>許可更新の</u>際の点検結果の報告を義務付け。

3. 点検者資格の設定

建築確認を要する広告物(広告物自体の高さ(縦幅)が4mを超えるもの) については、有資格者による点検を義務付け。(経過措置あり)

【点検者資格】

屋外広告士、建築士(一級・二級)、建築物調査員

1 点検義務について

- 屋外広告物を良好で安全な状態にしなければならないという管理義務は、条例上、 表示・設置者、管理者に課しており、事故発生時にはその責任が問われます。
- 従来、点検義務は管理義務に含まれていましたが、事故が発生している状況に鑑み、 条例に明記しました。

下線部追加

全部追加

条例

(管理義務)

第12条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好かつ安全な状態に保持しなければならない。

条例

(点検義務)

第12条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の 劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。 ただし、規則で定める広告物又は掲出物件につい ては、この限りでない。

2 点検結果の報告義務付け

更新許可申請をしようとするときは、点検の結果を報告するよう義務付けました。

報告者は?	⇒	表示・設置者又は管理者
報告が必要な広告は?	⇒	許可を受けた広告物
報告時期は?	⇒	許可の更新しようとするとき (H29.7.1以降)
報告先は?	⇒	許可申請窓口 (関係市町・振興局) ※事務移譲の特例条例、委任規則による措置

条例

(点検義務) 第12条の2

3 第5条又は第6条第3項の規定による<u>許可を受けた</u>広告物を表示し、若しくは掲出物件を<u>設置する者又はこれらを管理する者</u>は、第9条第3項の規定による当該許可の更新を申請しようとするときは、前2項の規定による点検の結果を<u>知事に報告する</u>ものとする。

特例条例による権限委譲で一部地域では市町に報告

許可申請·安全点検報告 窓口

※長崎市、佐世保市、大村市、小値賀町は独自の屋外広告物条例を制定しているため、県条例の適用はありません。

表示・設置場所	許可申請	情·安全点検報告 窓口	電話番号	規制根拠	備考
島原市内	島原市	道路課	0957-63-1111(内252)		
諫早市内	諫早市	都市政策課	0957-22-1500(内2353)		特例条例により 県の権限移譲 ↓ 市町が 許可事務等を 担っています。
平戸市内	平戸市	都市計画課	0950-22-4111(内2282)		
松浦市内	松浦市	都市計画課	0956-72-1111(内253)		
対馬市内	対馬市	管理課	0920-53-6111(内354)		
壱岐市内	壱岐市	建設課	0920-42-1111(内422)		
五島市内	五島市	建設課	0959-72-6118		
雲仙市内	雲仙市	監理課	0957-38-3111(内8201)		
南島原市内	南島原市	管理課	0957-73-6676		
新上五島町内	新上五島町	建設課	0959-53-1111(内163)	条例	
長与町内	三林長四日	管理課	095-844-2181(内242)		
時津町内	· 長崎振興局				
東彼杵町内					
川棚町内	旧业长棚户	 24=10.65.TH	0956-24-1419		県機関
波佐見町内	· 県北振興局	建設管理課 			
佐々町内					
西海市内	県北振興局 (大瀬戸	土木維持管理事務所)	0959-22-0067		

3-① 点検者資格の設定

建築確認が必要なもの(広告物の縦幅が4mを越えるもの)については、点検者の資格を設定しました。

- ① 点検者資格が必要なもの
- ⇒建築基準法上の建築確認を要するもの(広告物自体の高さが4mを超えるもの)
 - ② 点検者の資格
- ⇒屋外広告士
- ⇒建築士(1級・2級)
- ⇒建築基準法第12条第1項に規定する建築物調査員

※建築物調査員

国土交通大臣の登録を受けた「登録特定建築物調査員講習」を修了したもの。

条例

(点検義務) 第12条の2

点検者資格が必要なもの(上記①)

- 2 規則で定める広告物又は掲出物件に係る前項の点検については、次に掲げる者が行うものとする。
- (2)前号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として規則で定めるもの —

点検者資格(上記②)

3-② 点検者資格の経過措置

点検については、前頁の資格を持たない方でも点検ができるよう経過措置を設けています。

経過措置が適用されるもの

⇒改正前(~H29.3.31)の条例で許可を得ているもの

経過措置期間

⇒施行日(H29.4.1)から3年間

【注意点】

- 経過措置が適用されるものは「改正前の条例で許可を得ている広告物」です。
- ・したがって、改正後に許可(新規・更新を含む)を受けた場合は、経過措置の適用はなく、 点検者の資格が必要となります。

		改正後	改正前
条例	点検義務の追加	対象:全ての広告物(簡易広告物を除く)許可更新の際の点検結果の報告義務付け	記載なし ※点検義務は管理義務に包含
	安全点検報告書の義務付け	・対象:許可の更新申請をする全ての広告物 (簡易広告物を除く)	記載なし
規	点検を行う者の資格 建築確認を要するもの (広告物自体の縦幅が 4mを超えるもの)	・屋外広告士 ・一級、二級建築士 ・建築物調査員 (資格については経過措置あり)	要件なし
則	建築確認を要しないもの	要件なし	
	点検報告時期	許可更新時	要件なし
	設置許可更新時の 添付書類	右記に加えて・・・ ・現況のカラー写真(個別広告物ごと) ・安全点検報告書	屋外広告物更新許可申請書
			20

安全点検報告書について 別添資料と一緒にご覧ください

- 条例上、屋外広告物を良好かつ安全な状態に保持するという管理義務は、表示・設置者、管理者に課 しており、今回の安全点検報告書は同者の責任のもと、良好かつ安全な状態である旨を許可権者に報告 するものです。
- この安全点検報告書によるものを含め、適切な管理・点検をお願いいたします。

【(第1紙)について】

- 屋外広告物許可更新申請書と一緒に提出をお願いします。
- 「点検項目ごとに「点検日における安全の良否」をご記入ください。
 - ⇒許可申請時の広告物の状態に応じ、安全な状態となるよう適切な点検をお願いします。
 - ⇒安全ではない状態(項目に「否」がある状態)のときは、修理日と修理内容を右記欄に記入。

【(第2紙)について】

- 個別の広告物ごとに作成し、提出をお願いします。
- 評価欄について → 評価内容に応じて「特記事項」に記載が必要です。

(経過観察の場合)・・・経過観察とする理由及び経過観察としても安全である旨を記入

(要改善の場合) ・・・要改善である理由及び改善した内容を簡潔に記入

(即時修理の場合)・・・修理した内容を記入

県のホームページについて

長崎県のホームページより、「屋外広告物」で検索してください。

条例、規則等を掲載し、各種様式のダウンロード等を案内しています。







電子申請

雷子申請システム





新着情報	
2014年9月5日	海洋エネルギー産業拠点形成構想策定調査業務委託の 入札結果(海洋産業創造室)
2014年9月5日	創業スクールの開催について(産業振興課)
2014年9月5日	住生活月間イベント・住宅フェア開催運営補助業務(住宅課)
2014年9月5日	第4回産学官金連携サロンの開催(産業技術課)
2014年9月5日	9月5日(金曜)長崎漁連東京直売所"今日の入荷状 況!"(東京事務所観光物産センター)
2014年9月5日	障害者就業・生活支援センター(五島圏域)推薦希望法人 募集(五島保健所 企画保健課)
2014年9月5日	<u>平成26年度毒物劇物取扱者試験の合格発表</u> (薬務行政 室)

長崎県職員採用試験合格発表(人事委員会事務局)

2014年9月5日



[島列島キリシタンクルーズ



【参考】 点検にあたって・・・

- 点検にあたっては、「看板の安全管理ガイドブック」をご参照ください。(点検チェックポイント・事故を掲載)
- 〇 これは、屋外広告物に携わる学識経験者、国土交通省、地方自治体の屋外広告行政担当者及び業界関係者により組織された全国的な産学官連携ネットワークである「屋外広告物適正化推進委員会」(事務局:一般社団法人日本屋外広告業団体連合会)により作成されたものです。

長崎県 屋外広告物 安全管理

で検索

オーナーさんのための **看板の安全管理** ガイドブック







最後に

点検は、屋外広告物を安全に保つための「手段」 であり目的ではありません。

万が一、屋外広告物が落下し、人に怪我を負わせると会社やお店の信用も落としてしまいます。

点検した=安心と過信せず、日頃の管理を心がけてく ださい。